

特定事業の評価について

兵庫県は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）第 5 条第 3 項の規定に基づき、但馬空港運営事業等に関する実施方針を公表したところであるが、同法第 7 条の規定により、併せて但馬空港運営事業等を特定事業として選定したので、同法第 11 条の規定に基づき、その評価を次の通り公表する。

令和 6 年 9 月 27 日

兵庫県知事 齋藤 元彦

第1 事業概要（実施方針要約）

1 施設内容

(1) 事業場所

航空法第46条に基づき告示（平成6年運輸省告示第232号）された但馬飛行場の空港用地及びターミナルビル用地、空港レストラン用地、事業者棟用地、その他空港周辺施設用地とする（以下「空港用地」という。）。

所在地：兵庫県豊岡市上佐野及びその周辺

本事象の対象となる範囲：別添 但馬空港位置図参照

(2) 対象施設

ア 空港基本施設（滑走路、着陸帯、誘導路、エプロン等）

イ 空港航空保安施設（航空保安無線施設、対空通信施設、航空灯火、昼間障害標識）

ウ ターミナルビル（航空旅客取扱施設、事務所及び店舗並びにこれらの施設に類する施設及び休憩施設、送迎施設、見学施設等）

エ 事業者棟

オ 空港レストラン

カ 格納庫

キ 航空機展示場、展示航空機及び附帯施設

ク 空港公園及び公園内施設

ケ 給油施設

コ 道路（空港用地内の道路）・駐車場（空港利用者用、従業員用等）

サ 上水道管及び戸牧地区汚染管へつながる下水道管

シ 空港用地（本事業における定義は実施方針「第2 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項」1 事業場所に記載。）及び上記各施設に附帯する施設（土木、建築、機械、電気施設等）

2 事業内容

(1) 事業概要

但馬空港運営事業等（以下「本事業」という。）は、民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律（以下「民活空港運営法」という。）に基づく地方管理空港特定運営事業であり、同法の規定により、本事業を実施する者として選定された民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（以下「民間資金法」という。）第2条第5項に規定する選定事業者（以下「選定事業者」という。）が県から民間資金法第16条に規定する公共施設等運営権の設定を受けて運営権者となる。運営権者は、県との間で公共施設等運営権実施契約（以下「実施契約」という。）を締結し、同契約に従って、本事業を実施する。

本事業の事業期間は、実施契約に規定する事業期間開始日から5年を経過する日が属する年度末までである。また、運営権者が県に対して、若しくは県が運営権者に対して、事業期間終了日の1年前の応当日までに、書面により、期間延長を希望する旨の意思表示を行った場合、県と運営権者との協議の上、県または運営権者が希望する期間（5年以内）だけ、事業期間を延長することができる。

なお、県は、本事業実施に要する費用から、収益分（着陸料・停留料等）を減算した額を基本として、運営権者に支援を行う。

(2) 事業の範囲

運営権者が実施する本事業の主な範囲は、次のとおりである。

ア 空港運営等事業（民活空港運営法第2条第6項第1号）

(ア) 空港基本施設等の維持管理業務

- ・ 滑走路、着陸帯、誘導路、エプロン等の維持管理（補修、更新等）業務
- ・ 構内道路等、上下水道施設等の維持管理（補修、更新等）業務

(イ) 空港基本施設等の運営業務

- ・ 滑走路、着陸帯、誘導路、エプロン等の管理運用・保守業務
- ・ 構内道路等、上下水道施設等の管理運用・保守業務
- ・ 雪氷調査及び滑走路、誘導路、エプロン等の除雪業務
- ・ 飛行場面の保守・点検業務（スポットの運用業務、鳥獣対策業務等）
- ・ 制限区域の安全管理業務
- ・ 障害物管理業務（制限表面の管理、空港周辺における新たな開発の監視等）
- ・ 飛行場情報提供業務
- ・ 気象観測業務
- ・ 空港警備業務（巡回点検、機器による監視業務等）
- ・ 空港消防業務
- ・ 空港救護業務

(ウ) 着陸料等の設定及び国土交通大臣への届出（民活空港運営法第13条、空港法第13条）並びにその收受

ただし、以下の場合においては着陸料等を收受しないものとする。

- ・ 県が指定する者が使用するとき
 - ・ 離陸後、天候不良等の理由により再度着陸のため利用しようとするとき
- 着陸料等について国土交通大臣に届出を行う際は、県への届出も行う。

イ 空港航空保安施設運営事業（民活空港運営法第2条第6項第2号）

(ア) 空港航空保安施設の維持管理業務

- ・ 航空保安無線施設等これらに付随する電気施設の維持管理（補修、更新等）業務
- ・ 航空灯火及び付随する電気施設の維持管理（補修、更新等）業務

- ・ 昼間障害標識の維持管理（補修、更新等）業務
- (イ) 空港航空保安施設の運營業務
 - ・ 航空保安無線施設等これらに付随する電気施設の運用・保守業務
 - ・ 航空灯火及び付随する電気施設の運用・保守業務
- (ウ) 空港航空保安施設の使用料金を設定する場合、国土交通大臣への届出（民
活空港運営法第 12 条第 2 項、航空法第 54 条）[県にも届出] 並びにその收受

ウ 環境対策業務

「航空機騒音に係る環境基準について（昭和 48 年 12 月 27 日環境庁告示第 154 号）」に係る騒音測定業務に対する協力

エ その他附帯する事業（民活空港運営法第 2 条第 6 項第 4 号）

- (ア) 運営権者が実施義務を負う事業・業務
 - a 空港供用規程の策定、公表及び国土交通大臣への届出（民活空港運営法第 13 条、空港法第 12 条）
 - b 空港機能管理規程の策定及び国土交通大臣への届出（民活空港運営法第 12 条第 1 項、航空法第 47 条の 2）
 - c 空港用地の管理
 - d ターミナルビル・事業者棟・空港レストラン事業
 - e 旅客取扱施設利用料を設定する場合、国土交通大臣への上限認可申請（空港法第 16 条第 1 項）、上限の範囲内での利用料の設定及び届出（空港法第 16 条第 3 項）[県にも届出]、公表（空港法第 16 条第 5 項）並びにその收受
 - f 格納庫事業
 - g 空港公園、航空機展示場、展示航空機及び附帯施設の管理
 - h 駐車場事業
 - i 航空機給油関連事業
 - j 空港の利用促進事業
 - k 協議会への参画（民活空港運営法第 13 条）
- (イ) 運営権者が任意で行う事業・業務
- (ウ) 利用料金の設定及びその收受

オ 関係機関との協定等

これまでに県または現運営権者が他の自治体・事業者等と締結している協定等については、承継することとする。

第2 県が実施する場合と民間資金法に基づく事業として実施する場合の評価

1 コスト算出による定量的評価

(1) 算出に当たっての前提条件

事業において、県が実施する場合の県の財政負担額と民間資金法に基づく事業として公共施設等運営権を設定し実施する場合の県の財政負担額の比較を行うに当たり、その前提条件を次のとおり設定とした。

	県が実施する場合	民間資金法に基づく事業として実施する場合
算定対象とする経費の主な内訳	年間運営・維持管理費 ・人件費 ・空港基本施設等の管理運営に要する経費 ・空港基本施設等の維持修繕に要する経費 ・ターミナルビル等の管理運営に要する経費 ・ターミナルビル等の維持修繕に要する経費 ・空港公園の管理および維持修繕に要する経費 公租公課	年間運営・維持管理費 ・人件費 ・空港基本施設等の管理運営に要する経費 ・空港基本施設等の維持修繕に要する経費 ・ターミナルビル等の管理運営に要する経費 ・ターミナルビル等の維持修繕に要する経費 ・空港公園の管理および維持修繕に要する経費 公租公課
共通条件	① 運営・維持管理期間 令和7年4月から令和12年3月まで ② 施設内容 別紙のとおり ③ 割引率：2.9%	
維持管理に関する費用	これまでの実績を勘案して設定した。	これまでの実績を勘案して設定した。
資金調達に関する事項	県一般財源	自己資金 県補助金

(2) 算定方法及び評価の結果

(1)の前提条件をもとに、県が実施する場合の県の財政負担額と民間資金法に基づく事業として実施する場合の県の財政負担額を事業期間中にわたり年度別に算出し、現在価値換算額で比較した。

この結果、本事業を県が実施する場合に比べ、民間資金法に基づく事業として実施する場合は、事業期間中の県の財政負担額が約2,900万円削減されるものと見込まれる。

また、選定事業者に移転するリスク及び公共サービスの水準については、数値による評価が困難であるため、定性的な評価を行った。

2 民間資金法に基づく事業として実施することの定性的評価

本事業を民間資金法に基づく事業として実施する場合、県の財政の効率的使用（VFM）の達成によるコスト削減の可能性といった定量的な効果に加え、以下のような定性的な効果が期待できる。

(1) 機動的な運営の実施

本事業は民間資金法に基づく事業として実施することにより、以下の理由から機動的で柔軟な対応が期待できる。

- ・ 空港基本施設等とターミナルビル等の空港周辺施設を一体的に運営でき、運営等に関する判断が一本化される。
- ・ ターミナルビル等の施設の利用料金を一定の範囲内で運営権者が設定することができる。
- ・ 空港の運用時間について、ダイヤに合わせて運営権者が変更できる。

(2) リスク分担の明確化による安定した事業運営

本事業の契約段階においてあらかじめ発生するリスクを想定し、その責任分担を県及び選定事業者の間で明確にすることによって、問題発生時における適切かつ迅速な対応が可能となり、業務目的の円滑な遂行や安定した事業運営の確保が期待できる。

(3) 安定した公共サービスの提供

本事業実施に当たり、契約の際に運営等に関する管理水準を定め、従来の空港運営と同一水準の公共サービスの提供を求めるとともに、サービスレベルが低下しないよう、調査点検等の実施・報告を義務づけることによって、管理水準を充足する運営が期待できる。

3 総合的評価

本事業は、民間資金法に基づく事業として実施することにより、県が自ら実施した場合と比較して、定量的評価におい約2,900万円の財政負担額の削減が達成されることが見込まれる。

また、定量化できない定性的効果も期待できる。以上により、本事業を特定事業として実施することが適当であると認め、ここに民間資金法第7条に基づく特定事業として選定する。

別紙 但馬空港位置図

- | 対象施設一覧 |
|-----------------------------|
| ① 空港基本施設（滑走路、着陸帯、誘導路、エプロン等） |
| ② 空港航空保安施設（航空灯火、無線施設等） |
| ③ ターミナルビル |
| ④ 事業者棟 |
| ⑤ 空港レストラン |
| ⑥ 格納庫 |
| ⑦ 航空機展示場、展示航空機及び付帯施設 |
| ⑧ 空港公園及び公園内施設 |
| ⑨ 給油施設 |
| ⑩ 空港用地内の道路及び駐車場 |
| ⑪ 上水道管及び戸牧地区污水管へつながる下水道管 |
| ⑫ 空港用地及び上記各施設に付帯する施設 |

□ ……本事業の対象となる範囲

※第1-1-(10) 本事業の業務範囲に記載した、上下水道施設等の維持管理（補修、更新等）業務、障害物管理業務、航空灯火及び付随する電気施設の維持管理業務、環境対策業務については、上記対象範囲外の事業も含む。

